請求忘れはありませんか? 出産でもらえるお金を再チェック!

出産・育児で公的にもらえる給付金はいろい ろあります。出産後の忙しさで請求忘れをしてい ませんか? 給付金にはそれぞれ時効がありま す。今回は出産でママがもらえるお金について 整理してみましょう。

★出産育児一時金

子ども1人につき、42万円(うち3万円は産科 医療補償制度の保険料)。出産から2年以内な ら、ママの健康保険に請求ができます。①ママは 働いていて自分で健康保険に加入している、② パパの健康保険の被扶養配偶者になっている、 ③国民健康保険に加入している、また④都合で 親の健康保険の被扶養者になっているケースも 対象です。

★出産手当金

出産のため会社を休み、お給料がもらえないと きに、出産前後98日間【出産日以前の42日(出 産日が出産の予定日を過ぎたときは、予定日翌 日から出産日までの日数は加算される)、出産後 の56日】に対して、【お給料の3分の2(標準報酬 日額の3分の2)×日数分】の出産手当金がもら えます。対象となる出産とは、妊娠4ヵ月以上の出 産(早産)、死産(流産)・人工中絶も含まれます。 会社からお給料がもらえるときは、差額になりま す。対象となるママは、勤め先の健康保険に加入 しているママ(任意継続被保険者は対象外)、あ るいは会社を辞めても要件にあっているママです。 なお国民健康保険のママには出産手当金はあり ません。請求を忘れたママは、産休開始の翌日か ら2年以内なら請求ができます。

★生命保険などの入院給付金など

帝王切開での出産や切迫早産・切迫流産・つ わり・妊娠中毒症・妊娠高血圧・妊娠糖尿病な どでの入院や手術があった場合に、保険や共済 で入院給付金などがもらえるのをご存じですか。 もらえるかどうかの基準は、保険会社で異なるこ ともあるのですが、請求忘れがあれば請求しま しょう。入院給付金や手術給付金の時効は3年 ですが、3年以上たっていても保険会社に一度 確認してみましょう。

★医療費控除の確定申告

妊娠・出産で医療費がかかった年は、確定申 告で医療費控除の手続きをすれば、払い過ぎた 税金が戻るケースがあります。医療費控除は、妊 娠・出産に関するものだけでありませんし、家族 全員の診療分が対象です。また薬局で購入する 薬代などもOKですが、出産育児一時金、生命保 険などの給付金などは、かかった医療費から差 し引く必要があります。また、医療費控除には普 通、10万円の足切額があるので、医療費が10 万円を超えていないと手続きする意味はありま せんから注意しましょう。医療費控除の時効は5 年です。自営業のママや何か理由があって確定 申告したママは、5年では

なく修正申告の期限の1年 以内になります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長 サーティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子



SB SB I 証券のEXPRESS口

開設はこちら



FPサポート研究所











あなたの暮らしと財産を守るバートナー 辻 FPサポート

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

▶株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲か) 業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりま ●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様 から直接、金銭や有価証券のお預かりをする。 りません。 ●所属金融商品取引業者 株式会社SBI 証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入 協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会